

東京都立城南高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条（名 称）本会は、東京都立城南高等学校同窓会と称し、事務局を会長の居住する、若しくは会長が指定するところに置く。

第2条（目 的）本会は、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条（会 員）本会は、普通会员及び特別会員で組織する（以下「会員」という）。

1. 普通会员は、母校卒業生及びこれに準ずるものをいう。

2. 特別会員は、母校旧職員をいう。

第4条（事 業）本会は、次の事業を行う。

1. 総会の開催。

2. 本会の目的にかない、又は必要と認められる事業。

第2章 役 員

第5条（役 員）本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副 会 長 若干名

3. 会 計 若干名

4. 総 務 若干名

5. 監 査 2名

6. 顧問 置くことが出来る。

第6条（役員の仕事）役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

3. 会計は、本会の会計を掌る。

4. 総務は、会長の命を受けて会務を補佐し、書記を兼ねる。

5. 監査は、本会の会務および会計を監査する。

6. 顧問は、会務に関して助言を与える。

第7条（役員を選任）役員を選任は、次のとおりとする。

1. 会長は、普通会员の中から総会において選出する。

2. 副会長及び会計、総務は、普通会员中より会長の推薦により、総会において選出する。

3. 監査は、普通会员中より、総会において選出する。

4. 監査は、他の役員を兼ねることができない。

5. 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

6. 役員は、任期満了後も後任者が決定するまで、その職務を行うことができる。

第3章 機 関

第8条（機 関）本会に、次の機関を置く。

総会、役員会

第9条（議 決）議事は出席者の過半数をもって可決し、可否同数の場合は議長が決する。

第4章 総 会

第10条（総 会）総会は全会員で構成する。総会は会長が召集し、議長を務める。

1. 総会は会務・会計の報告並びに事業案・予算案、及び必要事項を審議・決定する。
2. 総会は毎年1回定例会を開催する。会長は臨時総会を召集することができる。

第5章 役 員 会

第11条（役員会）役員会は、次のとおりとする。

1. 役員会は会長・副会長・会計・総務で構成する。
2. 監査及び顧問は役員会に出席して意見・助言を述べることができる。
3. 役員会は総会に提出する案件その他重要事項を審議する。また、緊急な場合は、総会を代行することもできる。

第6章 会 計

第12条（会 計）本会の会計は、次による。

1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。
3. 本会の会費は、総会でこれを定める。
4. 本会の決算は、監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第7章 付 則

第13条 本会則は、総会の議決によってのみ改正することができる。

第14条 本会の運営上必要な細則は、別に定めることができる。

第15条 本会則は、平成23年6月6日から施行する。

会 則

年月日	摘要	内容	理由
平成19年6月3日	制定	制定施行	
平成20年6月8日	改定	第1条（名称）	
平成21年6月7日	改定	第11条（役員会）	
平成22年6月6日	改正	第1, 5, 6, 11条	顧問職設置